



関西圏国家戦略特区雇用労働相談センター / ウエストロー・ジャパン株式会社共催 「平成27年施行改正派遣法

～派遣法はどう変わったか(派遣先としての注意点)～」

講師 雇用労働相談センター 相談員 弁護士 塩津 立人 / 弁護士 覺道 佳優

改正労働者派遣法が、本年9月30日より施行されました。今回の改正は、従来の専門26業務と自由化業務の区分がなくなり、期間制限のルールが大きく変わるだけでなく、10月1日には労働契約申込みみなし制度が施行される等、派遣元だけでなく、派遣先にも大きな影響を及ぼす内容となっております。本セミナーでは、今回の改正のポイントを具体例をあげながら、わかりやすく解説します。

日 時：2015年12月4日(金) 14:00～16:30(開場 13:30)
会 場：グランフロント大阪北館タワー C8階
 ナレッジキャピタル カンファレンスルームタワーC Room C07
 〒530-0011 大阪市北区大深町3-1
<http://www.kc-space.jp/accessmap/conference/towerc.html#jump>
申 込 先：webサイトよりお申し込みください。
<http://www.westlawjapan.com/event/seminar/151204.html>
定 員：50名
 ※申込み多数の場合は、抽選の上、抽選結果をご登録のメールアドレスにお送りします。
参 加 費：無料

* 応募多数の場合は抽選にて決定いたしますが、抽選の際は一社につき2名様までとさせていただきます。抽選結果につきましては、お申込み時にご登録いただいたメールアドレスに開催日の1週間くらい前までにお送りいたします。

* 講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者にのみ配布いたします。万が一ご欠席された場合はお渡しできません。





プログラム

14:00～14:20 第1部 雇用労働相談センターの概要説明(弁護士 塩津 立人)

- 講演内容 1 雇用労働相談センターの提供サービスについて
2 労基法の基礎知識・雇用指針について

14:20～15:00 第2部 派遣法改正(弁護士 塩津 立人)

- 講演内容 1 労働者派遣の期間制限の見直し

- (1)「事業所」単位
意見聴取の手続き
- (2)派遣労働者個人単位
「組織単位」とは
- (3)期間制限の例外等

15:00～15:15 【製品紹介】大改正後の資料の追跡はアラートで自動化!

法令が大きく改正された直後は、実際に起きた問題についての情報は少ないものです。
一方で、いつ出てくるかわからないものを追いかけるのは、大変な手間。
Westlaw Japanのアラートなら、関連法令も、判例も、文献情報も、自動的に追跡が可能です。

15:15～15:30 休憩

15:30～16:30 第2部 派遣法改正(～続き～ 弁護士 塩津 立人 / 弁護士 覺道 佳優)

- 講演内容 2 労働契約申込みみなし制度
3 労働者派遣事業の許可制への一本化
4 改正によって変わった派遣先が講ずべき措置

*製品紹介については弊社担当者よりお話しいたします。

*プログラム構成・内容は変更となる場合があります。予めご了承ください。

講師紹介 北浜法律事務所・外国法共同事業

弁護士 塩津 立人(しおつ たつひと)

2001年京都大学在学中に司法試験合格、2002年3月に京都大学法学部卒業。2003年の弁護士登録後、約7年間の実務経験を積んだ後、2010年から国税不服審判所において国税審判官として3年間勤務。2015年に北浜法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士に就任。租税法務の専門知識だけでなく、会社法や労働事件等の企業法務についての経験や著作・講演が多数ある。

弁護士 覺道 佳優(かくどう よしまさ)

2009年北海道大学法学部卒業。2011年3月に神戸大学法科大学院修了後、同年9月に新司法試験合格。2012年12月の北浜法律事務所・外国法共同事業入所後は、労働法務だけでなく、ファイナンスやM&A等の分野にも積極的に取り組んでいる。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細: www.westlawjapan.com お問い合わせ: info@westlawjapan.com 0120-100-482 (月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



WLI171_201510_FD